新規ユーザ登録申請機能の病院等及び薬局向けQ&A

Ver.20251021-1

Q&A 一覧

Q1　新規ユーザ登録申請画面から申請を行える対象者は誰か。
Q2　使用できるメールアドレスに制限はあるか。
Q3　認証メールが通知された後（その後の申請が完了するまで）に、認証が完了したメールアドレスを変更したい場合、どのようにすればよいか。
Q4　メールアドレスを入力したが認証メールが届かない。どのようにすればよいか。
Q5　保険機関コードの入力について、新規開設し、開設届を提出したところであり、保険機関コードが発行されていない。どのようにすればよいか。
Q6　保険機関コード10 桁をどのように調べたらよいか。
Q7　機関コードを把握していないがどのように調べたらよいか。
Q8　郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押したら、「指定された郵便番号から住所が見つかりません」のエラーメッセージが表示された。実際に郵便物が届く番号を入力しているのだが、この場合はどのように対応したらよいか。
Q9　個人経営の病院等・薬局なので「担当部署名」、「担当部電話署番号」、「建物名」に該当する情報の入力内容がわからない。
Q10　もうすぐ閉院・閉店予定であるが、アカウント申請を行う必要はあるか。
Q11　インターネットを使った報告が難しい。どのように対応したらよいか。
Q12　１度申請を行ったが、内容に誤りがあった。修正をすることは可能か。
Q13　１度申請を行ったが、申請内容のダウンロードを失念していた。後で確認することは可能か。
Q14　ユーザ発行の案内が届かない。いつユーザが発行されるのか。
Q15　G-MIS のホーム画面で「医療機能情報提供制度」ボタンをクリックしたが、報告を開始するための権限がない旨のメッセージが表示された。どのような対応をすれば権限が付与されるか。

Q1　本申請画面から申請を行える対象者は誰か。

A　本申請画面から申請を行える対象者は以下に示す通りです。

・医療機能・薬局機能情報提供制度の報告業務をG-MIS を用いて初めて行う報告機関（病院等・薬局）に所属される方

※G-MIS を利用中で、医療機能情報提供制度の報告業務を行うために必要な権限が付与されていないユーザを利用中の方を含む。

一覧に戻る

Q2　使用できるメールアドレスに制限はあるか。

A　申請者が利用できるメールアドレスであれば、登録できるメールアドレスに制限は設けておりません。

アカウント発行後、病院等・薬局が定期報告のお知らせやパスワード再設定の通知を受け取るためなどに、運用上必要となっております。

また、システム上の維持のため、G-MIS 事務局から登録されたメールアドレスに連絡を行わせていただく場合がございます。

一覧に戻る

Q3　認証メールが通知された後（その後の申請が完了するまで）に、認証が完了したメールアドレスを変更したい場合、どのようにすればよいか。

A　再度、メールアドレスの入力（最初の手順）からやり直してください。

※申請が完了した後の変更はできません。

一覧に戻る

Q4　メールアドレスを入力したが、認証メールが届かない。どのようにすればよいか。

A　以下の点をご確認ください。
以下の点を見直した上で、再度、認証メールの送信を実施してください。
・マニュアルに記載されている申請の操作を途中で止めていないか
・申請に使用したメールアドレスが間違っていないか
・お使いのメールソフトの受信ボックスの容量が上限に達していないか
・お使いのメールソフトの迷惑メールフォルダに入っていないか
・お使いのメールプロバイダで受信可能なドメインに制限をしていないか
※認証メールの送信元メールアドレスは
＜helpdesk@gmis.mhlw.go.jp＞です。

一覧に戻る

Q5　保険機関コードの入力について、新規開設し、開設届を提出したところであり、保険機関コードが発行されていない。どのようにすればよいか。

A　保険診療を行う計画のある機関において、本制度の報告機関は保険機関コード、または助産所コードが既に払い出され、保有している機関に限ります。
保険機関コード、または助産所コードが払い出されてから、改めて申請をお願いします。

一覧に戻る

Q6　保険機関コード10 桁をどのように調べたらよいか。

A　保険機関コードは、先頭から順に該当の都道府県番号（2 桁）、点数表番号（1 桁）、医療機関（薬局）コード（7 桁）の10 桁となります。

【都道府県番号】
北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
【点数表番号】
医科 1、歯科 3、調剤（薬局） 4
【医療機関（薬局）コード】
保険医療機関又は保険薬局が診療報酬を請求するときに使用するコードです。

お心当たりが無い方は地方厚生（支）局のホームページからお調べください。

北海道厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/code_ichiran.html
東北厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html
関東信越厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html
東海北陸厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html
近畿厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/tyousa/shinkishitei.html
中国四国厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryoukikanshitei.html
四国厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html
九州厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00006.html

一覧に戻る

Q7　機関コードを把握していないがどのように調べたらよいか。

A　都道府県で採番する番号となりますので、G-MIS 事務局では番号を把握しておりません。都道府県からの指示が無ければ空欄で申請してください。
申請内容は都道府県で確認をした上で承認されますが、都道府県からの入力指示がない場合は、承認時に都道府県で機関コードを入力する運用となっている可能性があります。

一覧に戻る

Q8　郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押したら、「指定された郵便番号から住所が見つかりません」のエラーメッセージが表示された。実際に郵便物が届く番号を入力しているのだが、この場合はどのように対応したらよいか。

A　G-MIS の新規ユーザ登録申請画面では、入力された郵便番号を基に住所の存在確認を行っています。
その際に、日本郵便株式会社が公開する郵便番号データを参照していますが、郵便番号として大口事業所個別番号が入力された場合に、以下の理由でエラーとなるケースがあります。
・大口事業所個別番号の割り振りを受けている事業所が日本郵便株式会社に対し、インターネットへの掲載を希望しない旨を指定していた場合
・大口事業所個別番号の割り振りを申請したばかりで、日本郵便株式会社が公開する郵便番号データに反映されていない場合
上記のケースに該当する場合は、やむを得ず「指定された郵便番号から住所が見つかりません」のエラーメッセージを表示させていただいております。
お心当たりがある場合には、大口事業所個別番号に代え、住所地に割り振られている郵便番号を入力することによりエラーを解消することができます。
日本郵便株式会社が公開する郵便番号データは、日本郵便のホームページでご確認ください。
https://www.post.japanpost.jp/zipcode/index.html

一覧に戻る

Q9　個人経営の病院等・薬局なので「担当部署名」、「担当部電話署番号」、「建物名」に該当する情報の入力内容がわからない。

A　下記を参考に入力していただくようお願いいたします。
・部署を設けていない場合の部署名は「部署なし」の入力で構いません。
・部署を設けていない場合は機関と同じ電話番号を入力してください。
・建物名がない場合は空白で構いません。（必須入力ではないため）

一覧に戻る

Q10　もうすぐ閉院・閉店予定であるが、アカウント申請を行う必要はあるか。

A　閉院・閉店することが決定している病院等・薬局のG-MIS のアカウント払い出しについては都道府県により対応が異なる場合があるため、管轄の都道府県へお問い合わせいただくようお願いいたします。

一覧に戻る

Q11　インターネットを使った報告が難しい。どのように対応したらよいか。

A　インターネットを使った報告が難しい病院等・薬局の方の対応については都道府県により対応が異なる場合があるため、管轄の都道府県へお問い合わせいただくようお願いいたします。

一覧に戻る

Q12　1 度申請を行ったが、内容に誤りがあった。修正をすることは可能か。

A　既にご登録いただいた申請内容を病院等・薬局の方が修正いただくことはできません。申請を誤って登録したことにお気づきの場合、その他ご不明点がある場合は、管轄の都道府県へお問い合わせいただくようお願いいたします。

一覧に戻る

Q13　1 度申請を行ったが、申請内容のダウンロードを失念していた。後で確認することは可能か。

A　申請完了画面から申請内容をPDF でダウンロードできますが、申請完了画面を閉じた後に取得することはできません。申請内容を確認したい場合は、管轄の都道府県へお問い合わせいただくようお願いいたします。

一覧に戻る

Q14　ユーザ発行の案内が届かない。いつユーザが発行されるのか。

A　アカウント発行は都道府県が承認をしてからおよそ8～17営業日かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。
アカウントが届かず、報告業務が開始できない場合には、G-MIS事務局へご連絡をお願いいたします。

厚生労働省G-MIS事務局
メールアドレス：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)

一覧に戻る

Q15　G-MIS のホーム画面で「医療機能情報提供制度」ボタンをクリックしたが、報告を開始するための権限がない旨のメッセージが表示された。どのような対応をすれば権限が付与されるか。

A　本メッセージが表示される理由が複数考えられます。下記は代表例です。

・医療機能情報提供制度の報告を行う対象機関ではない
・医療機能情報提供制度の報告を行う対象機関だが、未だ権限が付与されていない

ご自身が報告対象の医療機関かどうかについては、管轄の都道府県にお問い合せをお願いいたします。

ユーザ登録申請を提出しているにも関わらず権限が付与されていない場合は、アカウントの発行状況を確認させていただくため、G-MIS事務局へご連絡をお願いいたします。

厚生労働省G-MIS事務局
メールアドレス：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)

一覧に戻る